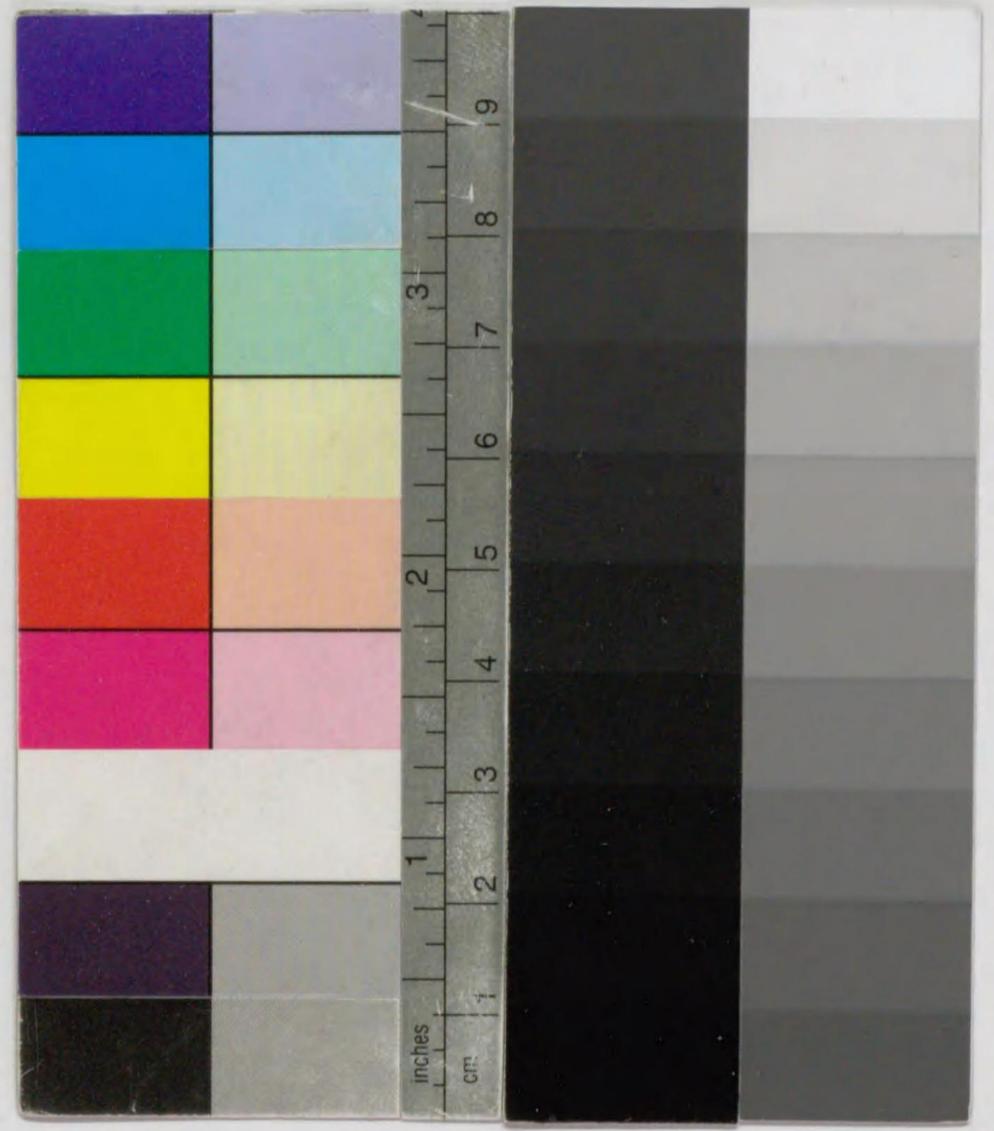


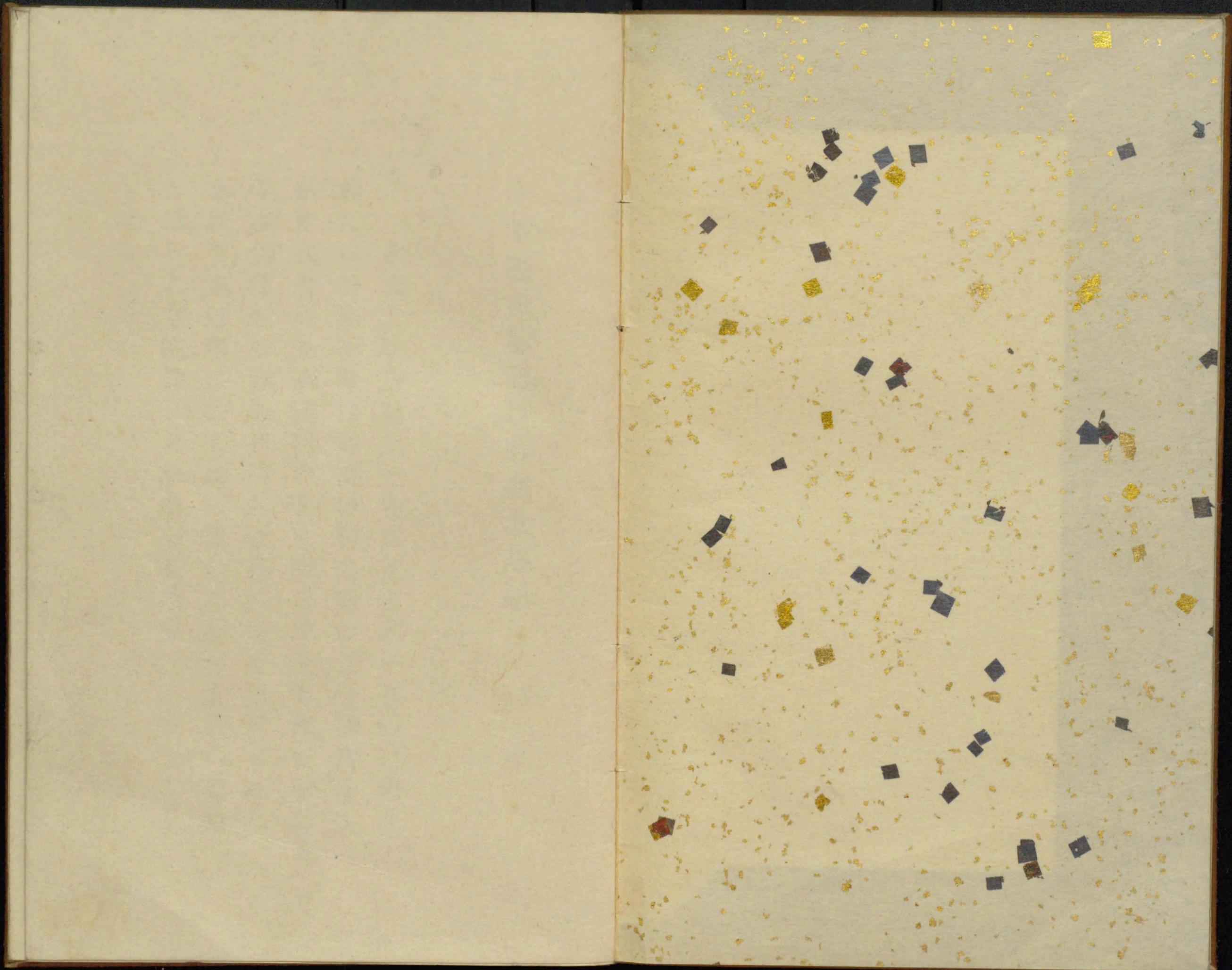
一本種自論記百首和歌解題

216  
143

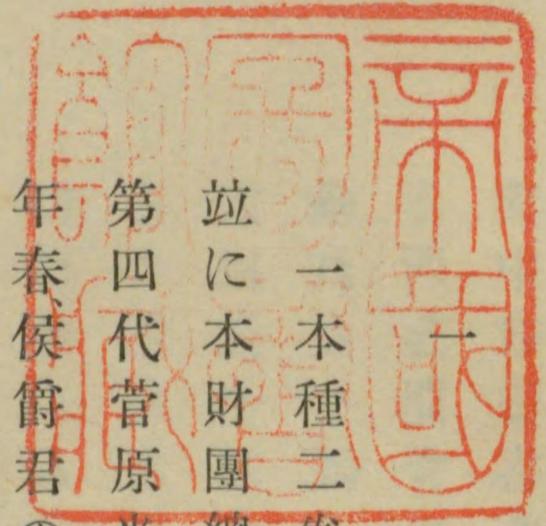
216-143  
\*1200800058442\*



216  
143



一本種自論記百首和歌解題



一本種二卷自論記一卷百首和歌一卷の三種は、  
 竝に本財團總裁侯爵前田利爲君の先世加賀藩主  
 第四代菅原光高朝臣の著す所と爲す、今茲昭和九  
 年春、侯爵君の嗣子利建君合卺の儀を擧げられし  
 を以て、本財團に於て、此三種を摹製して、之か紀念  
 と爲し、之を侯爵家と縁由ある各位等に頒つこと  
 とせり、



一本種は、和文に係り、其趣向は、茲に七人の伊勢神宮參拜者あり、其中一人は喜ふことあるにつき、一人は怒ることあるにつき、一人は哀むことあるにつき、一人は懼るゝことあるにつき、一人は愛することあるにつき、一人は惡むことあるにつき、一人は欲することあるにつき、各皇大神宮の冥祐を垂れたまはんことを禱れり、神宮御師個個に其禱る所を聞きて、個個に之を曉諭す、此れ其大旨なり、其中欲の害あることを説くこと、尤委曲周到せり、以て本書用意の特に此に深かゝりしを窺ひ見る

へし、通篇朱の句讀を付し、末に寛永十九年秋九月十六日書之と記せり、此に據れば、則ち光高朝臣二十八歳の時の著なり、但し此本は、朝臣の自筆には非ざるか如し、而して此本、分ちて上下二冊とし、紙數白紙を除きて、上册三十三枚、下冊四十八枚あり、本の體式は、豎九寸五分、横六寸七分許、料紙は、純楮の堅厚なるものを用ひ、之に濃藍色の裱紙を付し、其中央に丹色にして、銀粉草霞の模様ある長五寸四分、幅一寸餘の題簽を貼して、一本種上若しくは下と題署せり、

自論記は、漢文に係り、首に自序あり、次に本文に入り、末に自跋あり、其末に七言絶句の詩一首及和謔一首あり、其次行の下方に、菅原姓と墨書し、行年二十八と朱記し、最末の行に、寛永十九年春三月五日書之と記せり、本文は朱筆を以て句讀を付し、又返り點捨假字等を付せり、其大旨は、儒釋道三教一致の理を以て士君子處世の道を説けるか如し、序文の首に、予欲言之無言、如有言、曰、一曰、妙曰、玄歟と言へり、跋文の末に、天人合一、而彝倫之外別無爲、人事乃今日當然之理而已と言へり、以て其立意の在

る所を窺ひ知る可し、而して此本釘して一冊と爲し、紙數白紙を除きて、二十一枚あり、本の體式は、堅八寸四分、横六寸一分許、料紙は純楮の堅韌なるものを用ひ、裱紙を付せず、假綴にして、首葉の表面に、自論記と題署せり、蓋し此本は、確として朝臣の自筆に係り、而して尙稿本たるか如し、今是書を複製するに當り、假綴にては損傷し易きを以て、之に裱紙を付したり、

百首和歌は、大體に於て、當時藩國の制度に基づき、主、臣、使、與頭、咄、役人、小々、性、目付、さうじ坊主の九

題目に分ち、各題目につき、五首若しくは十首、多きは二十首に至るの和歌を詠して、各其守るべき道を示したるものなり、末に別に此和歌を作りし所以を詠せし和歌一首を載せて、通計百一首と爲せり、而して本の體裁は蝴蝶装にして、一冊と爲り、紙數白紙を除きて、十二枚あり、其大きさ、竪七寸五分、横五寸七分許、料紙は灰漉あくすき鳥の子を用ひ、其中に一紙に梅花黄鸝を墨描し、他の一紙を以て其上を掩ひ、黏付して一枚と爲して之を用ひしものあり、隠々として紙上に梅花黄鸝を映出せしめたり、此本

の裱紙は、紺色にして、香圖の上に牡丹唐草を打出し、ものを用ひたり、而して此本も亦朝臣の自筆なるかと思はる、猶此自筆と思はる、本には載せされとも、別本に據るに、追加奉公人十首の和歌あり、今左に之を載せて本書の参考に資し、且補遺とす、

追加奉公人十首

人はたゞいつも新座とおもふへしあかぬねいは日夜  
心きつかひ

人は只われを忘るゝものなればそのみちくの

役を勤めよ

我事の上きもあしきもしらすして人の蔭言いふ  
そはかなき

朝夕に武道のことをわするなよいのちをうりて  
わたる奉公

かりそめも法度の道を恐るへし心ゆるしてけか  
のある身は

忠もなく忠あるひとのまねをしてふそく奉公無  
益なりけり

みなひとのうはのそらなる神ことは代に一たひ

の起請誓文

睦ましき中とは猶もはちぬへしさきことは只い

さかひの本

身に近くたちまはりぬるねちけ人我身のはちは

主の耻かは

たしなみは心きよけにあらふへし誠の道とかな

ひもやせむ

以上三種に附屬する所の菊池十六郎武康の書  
翰に據るに、一本種は傳へて大將軍徳川家光の求  
めに應して作りしものと云ふ、武康は秋厓と號し、



加賀藩士にして、其生父淺井源右衛門一政は、親しく光高朝臣に仕へて側用人たりしものなるゆへ、其傳ふる所、應に信を置くに足るへし、

二

今左に光高朝臣の逸事を採録して、其人と爲りの梗概を示す、

光高聰明秀發、器局淵冲、沈毅にして膂力あり、人に接する慈祥和易、少うして武技に通し、長するに及ひて師儒を敬し、讀書講學、昕夕懈るなし、旁ら和

歌を善くす、

寛永六年、光高江戸に在り、十一月暇を得て金澤に還る、日を経て越後の親不知に抵る、親不知は一綫の細徑懸崖に沿ひ海澁を通し、北陸有名の險隘たり、時に風浪甚た高く、之を過くること頗る艱なり、從騎某云ふ、臣は能く前むも、世子公は前むへからすと、光高色を作して曰く、汝も亦人耳、汝能くして我能くせずと、安そ此の如き理あらんと、人の遮るを聽かず、鞭を加へ馬を躍らして此を過く、時に年十五なり、十二年八月、光高家光に従ひ相州に獵

し、刀を揮ひ且槍を挺して、鹿二頭を獲、十月又従ひて武州板橋に獵し、手自ら猛猪を刺す、時に光高徒歩疾走し、著くる所の草鞋壞る、乃ち新鞋を腰間に取り、手つから調理して之を易ふ、家光遙に之を睽て曰く、勇にして敏なり、事に老するものも遠く及はすと、是日越後侯松平光長も亦従ふ、而して終日一禽を獲さりき、光高の父利常之を聞き、憚はすして曰く、光高の獲るあるよりは、光長の獲さるは勝ると、是時猪を刺し、刀は、美濃の名工金行の鍛ふる所にして、鑑刀家本阿彌に於て、丈木と號し、名物帳

に記載せしものに係り、今仍前田侯爵家に藏せり、一書に猪を刺し、刀を備前助眞の作る所とす、助眞も亦侯爵家に現存せり、

江戸の藩邸に嘗て馴鷲あり、光高の指呼に従ひて、頡頏左右し、毎に光高の出入を送迎す、故を以て光高深く之を愛す、一日鷲在邸の藩士某の家に落下す、某之を殺し、將に僚友を邀へて之を食はんとす、僚友至り愕眙して曰く、此れは是れ主公の鍾愛する所なり、而して吾子之を殺す、其罪測られすと、某驚悔すれとも及はず、吏に造り罪を請ふ、光高之

を聞きて曰く、鷲は惜むへし、然れとも禽を以て人を驚かす、是れ寡人の過なりと、措きて問はず、而して自後復た珍禽奇獸を飼育せず、又光高良弓を藏す、嘗て之を大將軍家光に進呈せんとす、一夕侍士に私に之を控くものあり、蠹蝕あり、折れて二となる、侍士爲す所を知らず、自刃して罪を償はんと請ふ、光高曰く、私に之を控きしは、罪なきに非ず、然れとも我をして蝨弓を呈するの謗を免れしむ、亦功なしとせず、然らば則ち功を以て其罪を償ふに足ると、亦置きて問はず、其慈祥にして施爲宜しきを

得ること、大都此に類す、

光高一日弟利次と同しく海濱に遊ぶ、一漁舟陸に在り、甚小ならず、利次雙手を以て之を推卻すること數尺、欣へる色あり、光高睇て默然たり、明日二人象棋を爲す、利次歩を置く、光高指を以て之を壓し、盤に凹陷せしむ、利次之を搖かさんと欲すれども能はず、光高莞爾として曰く、それ看よと、蓋し其疇昔匹夫の勇を奮ひしを誠しめしなり、利次は後ち淡路守に任し、支封富山の藩祖となる。

又光高嘗て東叡山寛永寺の開山僧天海を招き

て謙す、天海光高の雅量を試みんと欲し、其席に陳列する所の藤原公任筆の朗詠集を賤はんことを乞ふ、光高欣然として之を諾し、毫も吝める色なし、天海之を收め、歸るに臨みて之を懷に取り、光高の左右に返へし、深く其雅量あるに服し、咨嗟歎美して去る、一書に、朗詠集を定家筆の伊勢物語と作す、公任筆の朗詠集定家筆の伊勢物語は、竝に絶無僅有の祕笈なり、

又光高一日利常に陪し、小堀宗甫を延見して、茗事を譚す、宗甫云ふ、僕頃日一つの好き釜を堀り出

せりと、光高色を正うして曰く、古田織部は、茗事に於て一代の宗師たり、然れとも未だ嘗て器物を堀り出し、ことを聞かすと、一座爲めに蕭索たり、他日利常光高に謂ひて曰く、疇昔の卿の一語は甚た鯁直なりき、然れとも人をして頗る痛快ならしめたりと、高價の器物を購ふに、低價を用ふ、俗に之を堀り出しと云ふ、宗甫も亦茗事に於て織部以後の一代の宗師たり、

光高平生身を持し己を検するや、一に躬行實踐を以て先となすか如し、蓋し其徳器夙成して、威儀

容貌の間に煥發し、人をして景仰尊崇せしむるものあり、嘗て朝鮮の禮聘使幕府に朝し、光高の座を過き、特に禮貌を致す、館伴の人異として之を問ふ、聘使曰く、英偉異常、凡人に非ざるなりと、大將軍家光も亦嘗て侍臣に語りて曰く、資質の美、加賀少將の如きは、方今比ひ希れに儷ひ鮮なしと、光高の言行及ひ時人の贊揚する所となること此の如し、以て其人と爲りを知るへきなり、著す所、一本種自論記百首和謠の外、偉訓、神書及職原拔書、歌書、論語、中庸、孟子、三略、老子等の聞書あり、亦皆侯

爵家に藏す、光高の長子綱紀は、學問淵博、治績顯著なるを以て、世に稱して一代の賢侯と爲す、加賀の松雲公即ち是れなり、

昭和九年四月



216  
143

216  
143

